



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和6年10月24日(木)

知多市報道発表資料

子ども若者支援課

担当：家庭相談チーム 尾上

(0562-36-2657)

パートナーシップ宣誓証明制度 自治体間連携ネットワークに参加

大阪・京都・兵庫の2府1県を中心に、国内全域の自治体で構成されるパートナーシップ宣誓証明制度自治体間連携ネットワーク（6年4月より設置）において、本市も構成自治体として参加します。

1 構成自治体数（11月1日（金）時点）

169自治体（19府県+150市町） ※愛知県内の参加団体は以下の30団体
愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町

2 連携ネットワークに加わるメリット

連携自治体間における転入出の際に必要な手続きが簡素化され、転出元自治体への宣誓に関わる書類の返還や、転入先自治体での再宣誓、独身証明書等の提出が不要となります。

3 連携開始日

11月1日（金）から

4 知多市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

知多市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、さまざまな事情により婚姻制度を利用できない・しない2人が、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、自治体が独自に証明する制度です。

また三親等内の近親者も含めて、ファミリーシップの関係であることを宣誓することができます。